

商品概要説明書

J A新規就農応援資金

(平成29年4月3日現在)

商品名	J A新規就農応援資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方および法人の方とします。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当J Aの組合員の方。○ 就農開始5年目までの新規就農者の方で就農計画の提出が可能な方。 農家後継者の方については、独立経営や新たな営農部門を開始する方および家族経営協定等により、経営のうち一部の部門について主宰権があること等が明確になっている方は対象となります。※ 就農開始後2年目以降の場合、直近の税務申告書類および決算書類の提出が可能である方。※ 農家後継者の方は、経営者の直近の税務申告書類および決算書類の提出が可能である方。○ 個人の方は、お借入れ時の満年齢は66歳未満の方。○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金用途	○ 農業経営にかかる設備・運転資金
借入金額	○ 1,000万円以内(10万円単位)とし、所要額以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 設備資金 12年以内(うち据置期間は5年以内)○ 運転資金 3年以内(うち据置期間は1年以内)
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 基準金利0.5%(固定金利) J Aバンク利子補給制度をご利用いただく場合、J Aバンクが0.3%の利子補給を行いますので、当初3年間の実質お借入れの利率は0.2%となります。 詳細については、当J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入
返済方法	○ 原則として元金均等方式および元利均等方式とし、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済に加えて6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。○ 連帯保証人は実質的な経営者、経営者本人の配偶者(事業に従事する配偶者)、健康上の理由による事業承継予定者、積極的な協力者等(自発的な意思によるもの)に限るものとし、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。

保証料	保証料率：年 0.3%
手数料	○ J Aにより取扱いが違いますので、お近くの J A 融資窓口までお問合せください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店（所）または当 J A 本店（所）に設置の J A バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>各組合の J A バンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。</p> <p>また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県 J A バンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。</p> <p>J A バンク相談所を通じてのご利用となりますので、当 J A の苦情相談窓口または和歌山県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として和歌山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>